

令和2年5月14日

保護者各位

中城村長 浜田 京介



認可保育施設等及び放課後児童クラブの臨時休園（所）期間の変更について

平素より本村の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染防止のための臨時休園（所）にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月以降、新型コロナウイルス新規感染者が確認されていないことや、県の休業要請の部分的解除等を踏まえ、臨時休園（所）期間を下記のとおり変更致します。

なお、家庭保育が可能な世帯につきましては、5月20日まで引き続き登園自粛にご協力お願い致します。

#### 記

#### 1. 対象施設

公立保育所・公立幼稚園（預かり保育のみ）・認可保育園・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設・放課後児童クラブ

#### 2. 休園（所）期間等について

臨時休園（所）期間 令和2年4月23日（木）から5月17日（日）

登園自粛期間 令和2年5月18日（月）から5月20日（水）

通常保育開始日 令和2年5月21日から

#### 3. 登園自粛期間について

(1) 家庭保育が可能な世帯につきましては引き続き、家庭保育のご協力をお願い致します。

(2) 登園時の特別保育申立書の提出は不要です。

(3) 登園自粛期間の5月20日までは、保育料日割り計算の対象となります。

#### 4. その他

本通知は令和2年5月14日時点の対応となります。今後の状況により対応が変わる可能性がありますので、あらかじめご理解のほど、よろしくお願い致します。

#### 5. 問い合わせ先

(1) 公立保育所・認可保育所・認定こども園・放課後児童クラブに関する事  
（中城村役場こども課 保育・こども園係【098-895-2134】）

(2) 公立幼稚園に関する事

（中城村教育委員会教育総務課 学校教育係【098-895-3276】）